

(別表4) 構造設備の各部についての仕様の基準 (一般居室)

構造設備	仕様の基準に関する留意事項
定員	・個室（夫婦部屋を含む）とすること。
水洗便所	・手すりを設置すること。 ・暖房設備の使用が可能のように、コンセント等を設けること。
洗面設備	・水栓は、位置、形状等使いやすさに配慮し、温水の温度が安全かつ容易に調節できる設備とすること。
浴室	・起居のしやすいよう、手すりを設置すること。 ・床はすべりにくいものとすること。
台所	・流し台の高さ等に配慮すること。 ・安全性の高い調理設備とすること。
収納設備	
電話	・設置が可能であること。
バルコニー	・適切な広さを有すること。 ・避難路として適するものであること。
その他	・地震時の家具の転倒を防止するため、居室にはボルトのアンカーがとれる、付け鴨居の設置や壁又は天井の補強等に努めること。